

蒲郡市緊急通報装置設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、簡単な操作により緊急事態を自動的に消防本部に設置された緊急通報受信センターへ通報することが可能な緊急通報用の機器を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の独居世帯又は高齢者のみの世帯に属する者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 心疾患（狭心症、心筋梗塞等）がある者
- (2) 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）がある者
- (3) 慢性肺疾患（慢性呼吸不全、気管支喘息等）による呼吸困難の心配がある者
- (4) 神経疾患等（パーキンソン病等）・事故等（脊髄損傷等）により転倒時に自力で対処できない者
- (5) 前各号に該当しないが、同程度の緊急救護を要する状態及び自力で救援要請ができない状態に陥る可能性が高い者

(貸与の手続)

第3条 この事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、親族及び協力者（以下「協力者等」という。）の承諾を得た上で、緊急通報装置利用申請書（第1号様式）及び承諾書・誓約書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに利用の適否を審査し、貸与を行う必要があると決定したものにあっては、緊急通報装置利用決定通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により貸与を決定した申請者について、緊急通報装置設置者台帳に記載するものとする。

(費用負担)

第4条 緊急通報装置の機器の貸与は無償とする。ただし、所定の通話料及び回線使用料は、貸与を受けた申請者（以下「利用者」という。）が負担するものとする。

2 利用者は、緊急通報装置を紛失し、又は破損した場合は、当該緊急通報装置の再購入又は修理に必要な経費を負担するものとする。

(協力者等の役割等)

第5条 協力者等の役割について、次のとおりとする。

(1) 協力者等は、利用者からの消防本部への通報により、駆けつけた消防職員及び関係行政機関職員（以下「消防職員等」という。）の要請があったときは、利用者宅を訪問し、利用者の状況を確認するものとする。

(2) 協力者等は、必要があると認めるときは、消防職員等への協力及び適切な措置を採らなければならない。

(機器の管理)

第6条 利用者は、貸与された機器を善良な管理者としての注意義務をもって使用し、譲渡、貸付、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、貸与された機器を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

(貸与期間)

第7条 貸与の期間は、利用者が老人ホームへの入所その他事情により当該装置を必要としなくなるまでの期間とする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、当該機器を必要としなくなったとき、又は当該機器の目的に反したときは、速やかに市に返還しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 この事業に従事する者は、利用者世帯について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。